公害弁連ニュース

No. 183

全国公害弁護団連絡会議

2017年12月1日

熊本中央法律事務所
熊本県熊本市中央区京町2丁目12番43号
TEL：096-322-2515　FAX：096-322-2573

巻頭言

福島原発訴訟判決などに思う

代表委員
弁護士　吉野　高幸

はじめに

9月初旬のある日公害弁連事務局の板井弁護士から電話があった。何事かと思って聞くと「公害弁連ニュースの巻頭言をお願いします。吉野先生の順番ですので…」とのこと。「そういえば以前巻頭言を書いてかなり時間がたったなぁ」と思い引き受けた。その後、福島原発事故・生業訴訟（10月10日）や横田基地騒音訴訟（10月11日）について相次いで判決がだされた。

そこで本稿ではこれらの判決と運動などについて感じたことを述べてみたい。

～福島地裁判決～

朝日新聞は「原発事故 国の責任再び認定」の見出し（小見出しは「原状回復は却下」）で報道し、判決の結論については、

「…国と東電の責任を認め、2907人に約5億円を支払うよう東電に命じ、うち約2億5千万円は国も連帯して負担するよう命じた。放射線量を事故前の水準に引き下げる『原状回復』請求は却下した。」と紹介している。

さらに解説の中では「裁判で焦点になったのは、2002年7月に国の地震調査研究推進本部が公表した『長期評価』の信頼性だ。福島沖で大きな津波を伴う地震が起こる可能性を指摘する内容だった。国や東電は、長期評価に対して専門家から異論があったことや、実際に起きた浸水は計算結果と異なったことなどから、津波は予見できず、対策を取ったとしても事故は防げなかったと主張してきた。これに対し判決は、長期評価が専門家の議論を経た公的な見解であることを重くみた。異論があることだけで『信頼性が失われるものとはいえない』と指摘。長期評価をもとに計算すれば福島第一原発の敷地の高さを超える津波を予見でき、国が東電に対し非常用電源などの浸水対策を命じていれば事故は防げたとの判断を示した。」

と報じている。

～わかり易い、極めて意義深い判決～

この朝日新聞の記事を読んでまず感じるのは「わかりやすい」判決だということ。

したがって、この判決の評価については、「国の責任認定『勝った』」「全員救済へ足がかり」（朝日）、「『勝ったぞ』大歓声」「救済の足がかりに」「響く『再稼働反対』コール」（しんぶん赤旗）との見出しが踊っていた。

またこの判決に後押しされたのか、朝日新聞は、総選挙投票日直前の10月21日～「二つのずれ」どうする～との見出しで、原発に対する国民の意識と国のエネルギー政策とのずれについて論じる社説を掲載した。この社説では、「各種世論調査では、再稼働への反対が賛成のおおむね2倍という状況が定着している」と指摘している。

したがって福島地裁判決を契機に一連の原発関係訴訟で流れが出来、その流れと朝日新聞社説の指摘する国民世論の動向が適切に結びつけば、国のエネルギー政策を転換させることも可能だと思われる。

その意味でこの判決の意義は極めて大きい。

～公害裁判を担う力は確実に継承・発展している～

私事ですが、弁護士活動50年目を迎えてこの50年の活動を振り返ることも多い今日この頃ですが、現在各地で戦われている原発関係訴訟と今回の判決から実感すること。

それは公害裁判を担う原告ら被害者・住民、弁護団そして支援する人々の力量は引き継がれ発展しているということです。

この50年様々な運動・組織・裁判と関わって来た。その中で時おり感じるのは「この運動・組織などはあと10年後、20年後どうなるのか？担う人々はどうなっているのか？」ということ。

しかし今回一審判決に至った「生業を返せ、地域を返せ」福島原発訴訟をはじめ各地で戦われている原発関係訴訟を見ると「運動も担う人々も継承・発展している」ことが実感できる。さらにこの判決の翌日言い渡された横田基地騒音訴訟など様々な公害被害者・住民の運動も、同様に継承・発展しているものです。

ここに「我が国の明るい未来が見えてくる」と感じるのは私だけではないと思うのですが…。

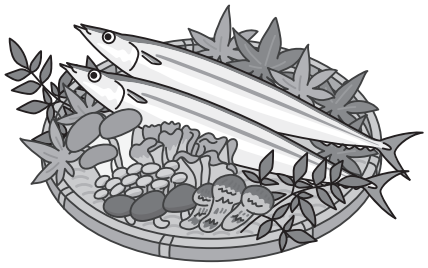

原発損害集団訴訟千葉地裁９・22判決について
～成果と今後の展望ご報告

原発被害救済千葉県弁護団　事務局長
弁護士　滝　沢　　信

１　はじめに

2011年3月11日に起こった福島第一原発事故で被害を被った1万人以上の原告が、国と東京電力を被告として損害賠償を求めた集団訴訟は、今年3月17日の前橋地裁を皮切りに、9月22日千葉地裁、10月10日に福島地裁でそれぞれ判決の言渡しがありました。各裁判所のぞれぞれの判決内容には微妙な違いがあり、今後さらに、京都、東京、福島いわき支部で来年3月、そのあと、札幌から福岡まで各地に係属する同種裁判所で言い渡される裁判の行方にどのように影響するかも含め、慎重な分析と検討が必要です。本稿では、このうち、千葉地裁9・22判決の獲得した成果と今後の展望をご報告します。

２　責任を否定したものの、国は大津波の予見が可能だったと認定

9・22判決の主文を要約しますと、

① **被告東電は、原告45名のうち42名に対し、原子力損害賠償法に従って、総額約3億7600万円を支払え。**

② **被告国の過失責任は認められないから、原告らの国へ請求を棄却する。**

というものです。

この千葉地裁では、国の責任を司法に認めさせるというこの集団訴訟での大きな目的を達成することは出来ませんでした。周知のとおり、前橋地裁と福島地裁では、この国の責任を明確に認めて断罪したことに比べ、千葉地裁判決がそこまで踏み込むことをしなかったのは極めて残念であり遺憾としか言いようがありません。現在、千葉弁護団では、その判決理由を精密に分析し、来るべき控訴審（10月5日に原告13世帯32名が控訴）で、国を勝たせた千葉地裁の論理を打破するために全力を注いで準備をしています。

ところで、千葉地裁判決も、前橋地裁や、福島地裁と同様に、国は、2002年7月に国自身が公表したいわゆる「長期評価」の知見により、福島第一原発敷地に、15・7メートルに及ぶ規模の大津波到来の予見が可能であったことは明確に認めています。これは、「長期評価」の予測を取りまとめた責任者の島崎邦彦東大名誉教授が千葉地裁の法廷で、明確に証言したとおりで、まさに、千葉地裁で獲得した専門家証人の証言として最大の成果であったことは誰もが認めるところでしょう。

この島崎名誉教授の専門家証言は、千葉地裁での証言調書の形で、全国20数か所の裁判所で証拠申請されてすべての裁判所で採用されています。これまで判決言渡しのあった、前橋、千葉、福島の各地裁判決でも、いずれもこの「長期評価」の知見に沿って、国と東電は、3・11事故の何と9年も前に、原発敷地高を遥かに超える大津波の到来を予見出来たと正しく認定したのです。

3　では、何故、国の責任を否定したのか

しかしながら、このうち、千葉判決だけが、国が東電に対して、その予見に沿って、大津波対策を講ずるよう規制監督権限を行使しなかったことは違法とは言えないと認定したのです。

敷地を超えた津波による全電源喪失の事態を予見可能であったのに、規制権限を行使しなくても違法と言えないとは、一体何が起こったのでしょうか。この点は、前橋判決や福島生業判決とは決定的に異なるものでした。前橋や福島の判決は、予見できていたのなら、規制権限の行使は待ったなしとだと当然認定をしましたが、千葉判決は、そうではありませんでした。

私は、9月22日の千葉地裁201号法廷原告席の最前列で、大津波の予見は可能であったと認めた阪本勝裁判長の判決骨子の読み上げを聞きながら、「どういうこと?」とその後、国の責任を否定した論旨をただちに理解することが出来ませんでした。

この国の責任を否定した判決理由の骨子は、こうです。

「しかしながら、国の公表した「長期評価」には異論を唱える学者もいたことなどから、その信頼度は高いとは言えず、国が規制権限の行使にあたっては、その行使の時期や優先度などについての裁量を認めるべきで、本件では、国にその裁量を逸脱した著しい怠りまでは認められないから、結果回避義務違反はない。」

つまり、千葉地裁は、津波の予見が出来ていても、いつどのような津波対策措置を東電に義務付けるかは、国の裁量であるというのです。千葉判決は、「規制行政庁や原子力事業者が投資できる資源や人材等は有限であり、際限なく想定し得るリスクの全てに資源を費やすことは現実には不可能である」から「今後の結果回避措置の内容、時期については、規制行政庁の専門的判断に委ねられる」（判決121頁）とのいわゆる工学的な判断を持ち出して、国の責任はないと断言してしまったのです。

要するに、国自身の公表した放射能放出事故に繋がる災害を予見する知見があっても、それに異論を唱える学者がいる状況なら、国は、直ちに、原発事故を回避する措置を講じさせなくとも裁量の範囲だから許されると言っているのです。

このような判決論理を聞いて、日本各地の原発立地地区住民は、一体どう思うでしょうか。「はい解りました、原子力規制は国にお任せします」という住民が一人でもいるとは到底思えません。

近い将来、原発事故は起きるとの予見があれば、「そのうち何とかしよう」とそのまま漫然と過ごすことなど出来るわけがない。少なくとも、対策が講じられるまでは取りあえず原発を止めるという判断まであってしかるべきでしょう。何故なら、住民の命と健康、地域を丸ごと破壊する大規模原発事故は、起きてしまったらそこで終わりで取り返しがきかないからです。1992年の伊方原発訴訟において、最高裁が「（原発事故は）万が一にも起こしてはならない」と判示したことを、判決を書いた千葉地裁の裁判官は、いつの間にか忘れてしまっていたとしか思えません。

この国の責任論は、原発事故という本質から目を背けた不当なもので、控訴審ではその矛盾を徹底追及しなければなりません。

4　ふるさと喪失慰謝料は千葉判決の最大の成果

それでは、千葉地裁では、得るところはなかったのか、というと、決してそうではなく、損害論では、大きな成果を獲得出来ました。

千葉判決は、以下の点を明確に認めました。

① **国の定めた中間指針は、最低限のものであって、原発避難でそれを超える損害については、立証があれば、賠償されるべきである。**

② **ふるさと喪失慰謝料についても、そのように呼称するかはともかく避難慰謝料とは別に認められるべきである。**

特に②のふるさと喪失慰謝料を裁判所が認めた意義は決して小さくないと思います。しかも、千葉地裁は、双葉町や大熊町等の帰還困難区域に限定することなく、その周辺地域の住民へも認め、さらに、世帯の年齢や性別等を考慮せず、子どもにも一律50から1000万円の範囲でふるさと喪失慰謝料と認めたのです。この損害認定は、前橋や福島地裁では見られないもので、千葉だけの成果と言ってよいと思います。

もちろん、原発事故がもたらす甚大な被害はそのような僅かな賠償で済まされないほどのものであることは言うまでもないことで、千葉の原告の多くも損害額の増額をさらに求めて控訴しています。

とはいえ、これまで、日本の裁判史上で認めれらたことのなかった「ふるさと喪失慰謝料」が、今般正面から認められたことは、今後の中間指針を乗り越えた原子力損害スキーム構築への大きなステップとなることは間違いないと思います。

この成果を踏まえ、私たちは、今後もさらなる成果の獲得を目指して、全国の原告の方々や弁護団、支援の方々とも連携を密にしながら頑張って行きたいと強く決意している次第です。

みなさまの変わらぬ応援を心からお願いします。

「勝訴」、「国と東電　断罪」、「被害救済　広げる」の３本の旗
―「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の判決下る―

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟弁護団　幹事長
弁護士　**南　雲　　芳　夫**

1　生業訴訟の結審から判決へ

「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟（通称「生業訴訟」）は、原発事故による法的責任の追及と被害救済を求めて、国と東京電力を被告として福島地方裁判所に提起された集団訴訟である。原告の請求内容は、①事故時の各原告の居住地における空間放射線量率の原状回復（原状回復請求）、及び②それが実現するまで月額５万円の慰謝料の一律請求（避難者も滞在者も同一）、並びに③主に浜通りの住民を対象として「ふるさと喪失慰謝料」一律2000万円の請求である。原告数は、第１陣訴訟で3824人にのぼり、第１陣訴訟と同内容の請求をする第２陣訴訟もすでに提起されており、全国各地で提起されている原発事故による損害賠償を請求する訴訟のなかでも、最大の原告数を擁する訴訟となっている。生業訴訟の判決に向けて全国から寄せられた「公正な判決を求める署名」は、「234,567筆」（数字の並びは本当の偶然です。）に上り、多くの国民が判決に注目していることが示されていた（署名のご協力ありがとうございました。）。

2　判決言い渡し日の行動

2017年10月10日、約4年半の審理を経て、生業訴訟（第1陣訴訟）は、第一審の判決を迎えた。金澤秀樹裁判長が言い渡した判決は、国と東京電力の法的責任を明確に認め、茨城県の一部地域に住んでいた原告にも賠償を認めるなど中間指針等に基づく賠償対象地域よりも広い地域を賠償の対象とし、「自主的避難等対象区域」等の原告について賠償金の上積みを認める内容で、第1陣訴訟原告3824名のうち、2907名の請求が認められた（認容額合計は4億9795万円＋遅延損害金）。

裁判長による主文の言い渡し後、法廷を飛び出した3人の弁護士が「勝訴」、「国と東電　断罪」、「被害救済　広げる」と書かれた3枚の旗を大きくかかげると、裁判所の門前で待ち構えていた1000名を超える原告・支援者から大きな歓声が上がった。遠く離れた、東京・東京電力本社前、沖縄（避難先の原告が集結）でも、同時に「旗出し」を行い、また、福岡でも「原発なくそう！九州玄海訴訟」のみなさんによる集会が持たれ、各地の原告や支援者と喜びを分かち合った。判決日の様子は、全国ニュースや全国紙でも大きく扱われ、関心の高さがうかがわれた。福島県の地元紙「福島民報」は、衆議院選挙の公示日であったにも関わらず、号外を発行して生業判決を報じた。

3　判決が国と東京電力の責任論を明確に断罪したこと

①　最大の争点である「津波の予見可能性」を3たび認める

国と東京電力は、重大事故を引き起こす恐れのある津波が来るとは想定できなかったのであり（予見可能性の否定）、福島原発事故は「想定をはるかに超える津波によってもたらされた天災である」として、自分たちの責任を一貫して強く否定してきた。これに対して、原告側は、千葉訴訟弁護団と協力して、著名な地震学者である都司嘉宣氏（福島地裁）、島崎邦彦氏（千葉地裁）に証言を求め、また国が申請した佐竹健治氏（千葉地裁）からも有利な証言を引き出し、国の主張の誤りを明らかにした。こうした厚い立証を踏まえ、生業判決は、政府の地震調査研究推進本部が公表した2002年「長期評価」という地震想定について、「規制権限が付与された趣旨、目的や規制権限の性質等に照らし、規制権限の行使を義務づける程度に客観的かつ合理的な根拠を有する科学的知見」であるとし、これに基づき敷地高さを超える津波の襲来を予見することが可能であったと結論づけた。津波の予見可能性の有無が、裁判における責任論の最大の争点であることは、原告、被告と裁判所の共通認識であった。そうした中、生業判決は、敷地高さを超えて浸入する津波の襲来を予見することが可能であったと明快に判示して、前橋判決、千葉判決に続いて、国・東京電力の責任逃れを3たび断罪するに至った。「津波の襲来が予見できたか否か」という最大の争点については、3つの判決の積み重ねによって、既に裁判上の決着がついたと評価できるのではないかと考えている。

②　津波対策を講じることが義務的なものであると認定

生業判決は、2002年「長期評価」が「客観的かつ合理的な根拠を有する科学的知見」に当たりそれに基づいて津波の襲来することが予見可能であった以上、「想定される津波に対して必要な防護措置を講じておくことは、原発稼働の条件（技術基準）に当たり対策が義務づけられる」という当然の道理を明快に判示した。この点は、直前の9月22日に言渡された千葉判決が、「津波の予見可能性を基礎づける知見の確度や精度が高くない

場合には、規制行政庁や原子力事業者が投資できる資金や人材等は有限であるから津波対策を講じることが必ずしも義務的なものにはならない。」とした誤りを正すものであった。

③　津波対策を講じておけば過酷事故が回避可能であったと認定

判決は、続いて、国・東京電力が「唯一の津波対策」であると主張していた防潮堤の建設のように膨大な予算と長期の工事期間が見込まれる対策だけではなく、事故前から知られており実施も容易な対策であった「タービン建屋等の水密化の対策（防水対策）」を講じてさえいれば事故は回避できたと明快に認めて、国と東京電力の責任を断罪した。

4　損害論についての到達と残された課題

生業訴訟における損害賠償請求の組立については、次の２点が特徴的である。

①　原告は、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針等を超える損害のみを請求した（中間指針等が認める範囲の損害は裁判の対象から除外された。）。

②　裁判所は、裁判進行中から、賠償枠組みについての地域区分ごとに、原告の個性を問うことなく一律判断をすると宣言し、原告側も原告の代表立証方式を採用した。

こうした枠組みを前提に、判決は、自主的避難等対象区域の住民に一律に16万円（中間指針が認めている慰謝料８万円に加え）、また中間指針によって賠償対象とされてこなかった白河市などの福島県・県南地域の住民に一律10万円の慰謝料を認めた。賠償対象地域を拡大したこと、中間指針の定める賠償水準に対して個別立証を求めることなく住民に一律の上積みや賠償支払いを認めた点において一歩前進と評価できる。

他方で、ふるさと喪失慰謝料（強制避難区域内の原告についてのふるさとを失ったことに対する慰謝料）を認めなかったこと、会津や福島県外（茨城県の一部を除く）など賠償対象とならなかった地域もあること、賠償上積みの水準がわずかに留まることなど、私たちが現地検証や原告本人尋問等で明らかにしてきた原告らの被害実態を正しく反映した判決水準とはなっていない点においては大きな課題が残るものとなった。

5　原状回復請求について

原告らが心から求めていた、原状回復請求（居住地の放射線量を事故前の状態に戻すようにとの請求）については、裁判所は「本件事故前の状態に戻してほしいとの原告らの切実な思いに基づく請求であって、心情的には理解できる」とはしつつも、判決に基づく強制執行を行う方法が特定されていないなどとして、民事訴訟としては実現困難として却下した。

6　判決後の行動と今後の課題

生業判決を受けて、原告団と弁護団は、判決が国と東京電力の責任を断罪したこと、中間指針等の示す賠償水準が自主的避難等対象区域及び県南地域を対象として全ての原告について不十分であることが判断されたこと、当該対象区域の県民は約150万人にも達することなどを踏まえて、国と東京電力の重い責任を踏まえて被害賠償の枠組みを見直すことについて、①福島県知事部局への申し入れ及び福島市、郡山市、いわき市等の主要市の市長部局への申し入れ、②県議会各会派への要請、③農協や生協など多くの福島県内の主要団体への要請、④総選挙に合わせての主要政党本部への要請、などの取り組みを進めてきた。

このように、生業訴訟の活動は法廷内の活動のみでは完結しない。法廷内の活動と並行して法廷外での運動も精力的に行い、訴訟での勝訴判決を梃子として、世論を背景に行政へ働きかけ、最終的には全ての原発事故による被害者が救済される制度づくりを目指す活動である。被害者の選別と分断を乗り越え、金銭賠償の実現だけでなく、生活再建策や環境回復策、医療健康管理策などの具体的な制度化、そして脱原発社会を実現するという大きな目標に向けて取り組みを進めていきたい。

7　前橋、千葉、生業の３つの判決と今後の課題

前橋、千葉、生業と３つの地裁判決の到達点は次のとおりに整理できる。

① 最大の争点とされてきた、「敷地高さを超える津波の襲来の予見可能性」については、３つの判決で、国・東京電力の責任逃れの弁明は排斥された。

② 防護措置が義務づけられるかについては、千葉地裁のみが「投資できる資金や人材等の有限性」を根拠に否定したものの、前橋・生業は、結果回避義務を肯定した。

③ 結果回避可能性については、前橋・福島は肯定したが、千葉は、回避できなかった可能性があるとして疑問を提示した。

④ 損害論については、被害者の類型の差（強制避難者、区域外避難者、滞在者）、原告数の差（少数か多数か）、立証方法の差（個別立証か、代表立証か）によって判断が区々に分かれているが、全体として被害に見合う賠償水準には遠く及ばないものとなっており、３つの判決の控訴審及びこれから判決を迎える裁判で局面を切り開くことが強く期待される。

生業裁判についていえば、総選挙の翌日10月23日には、国と東京電力が控訴し、続いて同日原告側も控訴手続きを取った。たたかいの場は仙台高等裁判所に移るが（なお、２陣訴訟は引き続き福島地裁に係属しており、追加提訴も予定している。）、2018年３月に判決を迎える、京都地裁、東京地裁、福島地裁いわき支部の原告団・弁護団とも力を合わせながら、この歴史的なたたかいをたたかいぬく所存である。

（2017年10月31日）

有明訴訟の現状

よみがえれ！有明訴訟弁護団
弁護士　**堀　　良　一**

1　国が確定判決を履行しないという憲政史上かつてない事態

有明海異変と呼ばれ、有明海全域において深刻な漁業被害をもたらした国営諫早湾干拓事業に対し、佐賀地裁は2008年６月の判決において潮受け堤防排水門の開門を命じた。この判決は2010年12月の福岡高裁判決によって維持され、同月

20日には上告されることなく確定した。

ところが、国はこの開門確定判決の履行をサボタージュした。間接強制による強制執行を受けたにもかかわらず、未だに開門確定判決は履行されていない。国が確定判決を履行しないことも、間接強制を受けることも憲政史上初の異常事態である。

2　国の不当な徹底抗戦と「訴訟の乱立」

開門判決確定後、裁判所には多くの関連訴訟が係属し、マスコミからは「訴訟の乱立」などと報じられている。こうした「訴訟の乱立」は、国が確定判決をサボタージュし、なりふり構わぬ対応をしたために生じた現象である。

関連訴訟は次の3つのグループに分類される。

第1のグループは、間接強制をめぐる異議申立、間接強制金増額申立、請求異議訴訟の一群である。全て漁民側が勝訴し、現在、請求異議控訴審が福岡高裁に係属している。

第2のグループは、国とともに干拓事業を推進してきた長崎県が支援して提訴された干拓地農業者らによる開門禁止訴訟と仮処分である。開門したくない国を相手に開門させたくない人々が提訴した訴訟であるため、漁民側は補助参加した。ところが国の主張・立証と矛盾・抵触すると国が主張したため、漁民側の主張・立証は全く顧みられないまま仮処分が肯定され、開門禁止判決が言い渡された。この判決に対して国は控訴せず、それを察知した漁民側は独立当事者参加を申し立てて控訴し、現在、保全抗告と本訴控訴審が福岡高裁に係属している。

第3のグループは、当事者を異にする残りの開門訴訟である。開門確定判決が履行されれば本来不用になったはずの訴訟である。現在、開門確定判決後の請求棄却不当判決の上告審と、長崎地裁で審理中の2つが係属している。

3　「訴訟の乱立」の今

昨年初めから長崎地裁においては国と漁業者、農業者らの3当事者がテーブルについて和解協議が行われた。和解協議においては「開門に代わる取り組み」の提案を国に求めるという裁判所の不当な指揮の下に、国は、100億円の漁業対策基金によって従来から取り組まれている有明海再生事業を加速させるという和解案を提案した。漁業者側は、すでに開門をタブー視する再生事業には10年以上の歳月が費やされ、500億円の国費が投じられているにもかかわらず効果を上げられなかった歴史があり、それを加速させても再生のゴールにはたどり着けないことを訴えた。そして、真の解決の途は、農業者の不安を払拭する事前準備を十分に行って段階的に開門すると同時に、干拓営農の困難さの中で苦しむ農業者に対しては、農業基金を作って想定外の万一の被害に対しても補償を確実にし、かつ、干拓営農を円滑にすすめるために利用できるようにするという農漁共存の和解案を提示した。

国は、自らの基金案をごり押しするために、馬奈木弁護団長に対する個人攻撃まがいの内容を含む想定問答集を秘密裏に作ったり、利益誘導や恫喝などあらゆる手段に訴えたりして漁業者らが所属する訴訟外の各県漁連に働きかけ、外堀を埋めようとした。そうした試みが漁民らの現場における闘いのなかで頓挫すると、漁業者側が提案した農漁共存の和解案には見向きもせず和解を打ち切った。

こうして今、福岡高裁第4民事部では、請求異議訴訟と開門禁止訴訟と仮処分の保全抗告審が進行している。長崎地裁においては開門訴訟が進行し、最高裁にも別の開門訴訟の上告審が係属して

いる。

4　農漁共存の開門をめざして

国は、あくまでも開門判決の履行を避けようと、なりふり構わぬ対応を続けている。

福岡高裁の請求異議訴訟において、国は漁業権消滅論や事情変更論、権利濫用論などを異議事由にしているが、最新の期日には事情変更論と権利濫用論を主題にした500頁からなる準備書面を提出した。ご都合主義のデータのとりまとめと、たとえ荒唐無稽でも考えつくことは全て主張するという内容である。開門禁止訴訟に対する独立当事者参加に対しても、必死で抵抗する意見書を提出している。

10月30日の長崎地裁開門訴訟において、国が提出した準備書面は300頁を超えるボリュームであった。

最高裁が開門上告審の結論を出さない状態が続く中、わたしたちは、これらの国の対応を全て封じきり、農漁共存の真の解決に向けた新たな展開を切り開かなければならない。

第２次新横田訴訟・地裁判決

第２次新横田基地公害訴訟弁護団　事務局長
弁護士　**加　納　　力**

すでに報道等でご存知のことと思いますが、10月11日、東京地方裁判所立川支部で、第２次新横田基地公害訴訟の地裁判決が言い渡されました。2013（平成25）年３月の提訴以来４年半、同種訴訟の地裁判決としては比較的速いペースで判決まで辿り着きました。

判決の結論は、米軍機の差止めについては第三者行為論により棄却、自衛隊機の差止めについては民事上の請求としては却下、損害賠償については過去分のみ認容、将来分は却下というもので、従来型の判断枠組みを超えるものではありませんでした。賠償額について、うるささ指数（WECPNL＝W値）75Wで月4,000円、80Wで8,000円、85Wで12,000円と、以前の横田基地訴訟で認められていた3,000円、6,000円、9,000円よりは増額されましたが、これは厚木基地訴訟、岩国基地訴訟ですでに認められている水準と同じもので、嘉手納基地訴訟、普天間基地訴訟で認められている7,000円、13,000円、19,000円という水準には達していません。また、75W未満の地域（コンターの縮小によって75W未満とされた地域）の居住期間については賠償が認められませんでした。

判決の内容に目を向けると、2005（平成17）年に防衛省（当時は防衛施設庁）が設置した告示コンター（被害地域の線引き）を基準に、その内側（＝75W以上）の地域においては、「当該W値に照応する航空機騒音が発生していると認めるのが相当」であるとして、騒音による健康被害、身体的被害の認定には証拠が足りないとするものの、睡眠妨害や日常生活の妨害、家族の団らんの妨害などに加え、不快感、不安感等の心理的・精

神的苦痛という心理的・情緒的被害も認定し、健康被害に対する不安もこうした心理的・情緒的被害の一環として認定しています。

また、国が一貫して主張していた昼間騒音を控除したW値の採用、基地の公共性・公益性を受忍限度の判断の考慮要素とすべきとの主張、いわゆる「危険への接近」論による損害賠償の免責ないし減額の主張は、いずれも排斥されています。

「昼間騒音を控除したW値」というのは、要するに、昼間は学校や通勤で被害地域外にいる住民は、その時間帯には実際に横田基地の騒音に曝露されていないのだから、この時間帯の騒音を除外したW値を算出すべき、という国の主張ですが、W値の計算は個人の騒音曝露量を問題としているわけではないので、全く見当違いな机上の空論で、裁判所も「およそ採用の余地がない」と一蹴しました。

基地の公共性・公益性についても、それ自体は認められるとしながらも、「横田飛行場の使用によって国民全体が上記のような利益を受ける一方で，原告らを含む周辺住民という一部の少数者に特別の犠牲が強いられているという不公平が存在」し、「このような不公平は，上記の公共性をもっては直ちに正当化することはできない」として、国の主張を排斥しています。

危険への接近論については、そもそも騒音被害の実態を把握することは、新たに転入する者には容易ではなく、仮に騒音の認識があったとしても、それは住居を定める際の一要素にすぎず、被害を容認しているとは言えないこと、国は騒音の実態を積極的に情報提供した様子もなく、そもそも騒音被害の違法状態の解消に向けた十分な努力も認められないなどとして、危険への接近論の採用を否定しました。

唯一、国の取った騒音対策で効果があると認められたのは住宅防音工事のみで、それも、その効果は限定的で、防音工事による弊害、例えば、窓を閉め切って生活することによる苦痛、湿気や結露の発生、呼吸器系の病気にかかりやすくなる、エアコン等の使用による電気料金の負担などの不利益もあることから、認容された損害賠償額の10%を減ずるに止めています。この減額は、防音工事が行われた室数にかかわらず、あるいは従来の居室ごとの防音工事ではなく、外郭防音工事と言われる、住宅全体の外郭について実施される防音工事の場合でも、同様に10%の減額に止めるというものです。

特に、違法性の判断においては、以下のように厳しく述べています。

「横田飛行場の周辺住民は，横田飛行場を航行する航空機による騒音等の被害を受けているとして，昭和51年以降繰り返し訴訟を提起し，一審，控訴審及び最高裁において，防衛施設庁方式によるW値75以上の地域の居住者の騒音被害を認定して被告に慰謝料の支払を命じる判断が繰り返し出されてきた中で，（中略）被告は住宅防音工事助成及びその他の周辺対策を行ってきたものの，これらには限定的及び間接的な効果しかなく，むしろ平成5年日米合同委員会合意から本件口頭弁論終結日までに四半世紀近くが経過しようとしているにもかかわらず，被告が米軍にこれを遵守させるための何らかの働きかけをした形跡はないのであって，被告が騒音による権利侵害を少しでも

抜本的に解決しようとする努力を十分に果たしているとはいい難い。」

このように、今回の地裁判決は、結論こそ同種訴訟の水準にとどまるものの、判決の内容としては、国防の重要性や基地の公共性といった次元の異なる問題を引き合いにして基地公害を放置する国の姿勢を厳しく断じています。

ただし、住民の悲願は基地公害の抜本的解決であって、騒音の差止めなしには実現できません。すでに控訴の手続きを終えていますが、高裁では地裁判決を上回る成果を獲得したいと考えています。

我が国の排ガス規制、エポック２つ（?）

東京大気弁護団
弁護士　原　希世巳

（その１）フォルクスワーゲン問題、覚えてますか

2015年夏、フォルクスワーゲンがディーゼル乗用車に不正なソフトウェアを搭載していることが報じられ、大問題になりました。

排ガス検査は台上試験で行われます。台上ではハンドルは動かしません。そこでハンドルを動かすと搭載した排ガス低減装置がストップするソフトをフォルクスワーゲンは組み込みました。そのため実走行では排ガス規制値の35倍ものNOxをまき散らしていることが明らかにされました。

欧米の対応は迅速

これに対する欧米の対応は迅速でした。2016年春には台上検査だけではなくて路上走行検査を加えることが決まりました。米国はメーカーの事前対策を防ぐため、試験方法の詳細は非公表ですが、欧州では路上走行検査の規制値（台上試験の規制値の何倍まで許されるかという数値。CF値といいます）も発表されました。今年の9月からいよいよ実施されます。また試験をメーカー丸投げで結果を報告させるだけでは不可（三菱自動車のように燃費偽装なんていうことも起こります）、行政が抜き打ち検査を随時行うこととなりました。

＊欧州の実走行規制値（CF値）
2017年9月～CF値2.1
2020年1月～CF値1.5

日本では……フォルクス顔負けの垂れ流し

日本でも環境省と国交省が共同で2016年1月と8月に計10車種のディーゼル乗用車とディーゼル小型貨物車について路上走行検査を行いました。

図1は冬の検査結果です。CX-5とデミオはマツダ。これは実走行試験でも台上検査とほぼ同等。優秀な成績です。ところがその他は無残です。日

産（エクストレイル）やトヨタ（ランクル、ハイエース）は台上の規制値の10倍以上となっています。

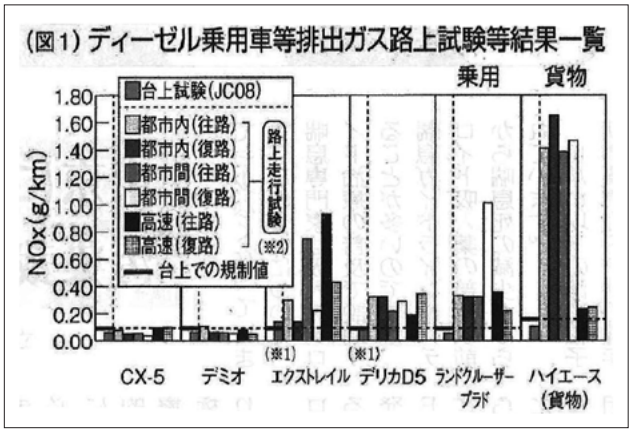

これだけでも驚きだったのですが、更に夏の検査では、図2の「乗用車2」は台上規制値の何と34倍というものすごい結果となりました。日本の排ガス規制値は米国より緩いので(米国0.044g/km、日本は0.08g/km)、フォルクス不正ソフト車の倍近いNOxをまき散らして走っていることが分かりました。排ガス規制は強化されたといいますが、実態はひどいものです。

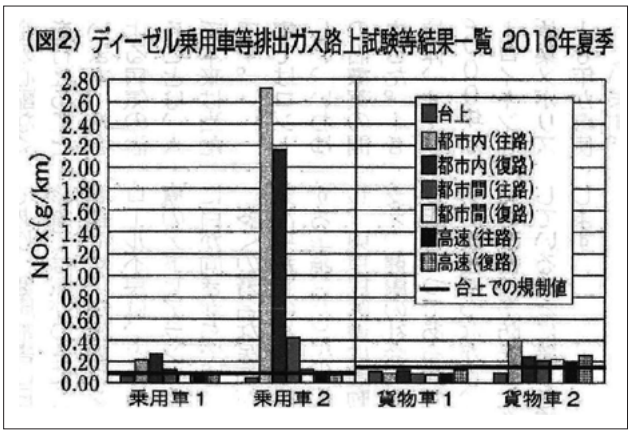

日本でも路上走行試験を

全国大気連と全国公害患者会は何回か国交省等と交渉をしましたが、彼らは夏の検査についてはメーカーや車種を絶対に明らかにしようとしませんでした。メーカー側からの強い圧力があった模様です。今後も他の車種について検査を続けていきたいとはいうものの、「予算の関係もあって･･･」と煮え切らない対応です。

とはいえ国交省らも放ってはおけないということで、この4月に日本でも路上走行試験を導入するとの「方針」を発表しました。1歩前進ですが、まだまだです。

① **規制基準**……「方針」ではCF値を2とすることとされています。ほぼ欧州並ですが、我が国ではマツダは路上走行でも現状の排ガス規制値をクリアしています。やろうと思えば技術的には可能なはずであり、路上走行の規制値を緩和する必要はありません。

② **検査はメーカーにお任せ？**……これまで排ガス検査は全部メーカーが自分でやって結果を報告するだけでした。このような丸投げシステムが燃費偽装などの問題を生んできました。欧米のように当局が一定の台数を抜き取り検査する体制を作る必要があります。

③ **規制開始は何と5年後**……「方針」ではメーカーからのヒアリングの結果、路上走行試験の導入は2022年からとされました。欧州では既に2016年から実施されているのですから、5年も待つ必要など全くありません。メーカーの言いなりでは国民の信頼を失います。

（その2）PMの粒子数規制＝PN規制、ご存知ですか

粒子状物質（PM）の排ガス規制は排出された粒子状物質の重さ(mg/km)を規制するものです。そこでメーカーは排出される粒子を小さく、軽くして規制をクリアしてきました。こうしてもうもうたる黒煙などはなくなりましたが、目に見えないPM2.5やナノ粒子はむしろ増大する傾向すらありました。その結果、PM規制は強化されても、

PM2.5は市街地のかなりの部分で環境基準を超える汚染が続いています。しかもそれら微小粒子こそぜん息等呼吸器疾患ばかりでなく循環器疾患、さらには母体から胎児の脳神経系や生殖器へ悪影響をもたらす「主犯」であることが明らかになっています。

この微小粒子を削減していくためには、PMの重さではなく、排出された個数を規制する必要があります。これをPN（Particulate Number）規制といいます。

欧州では2014年から規制開始

そこで欧州では2014年9月からPN規制が実施されており、2017年9月には規制値が強化されました（図3）。兆単位の粒子数を把握する技術は既に確立されている訳です。今、国連欧州規制委員会では、個数規制の対象粒子を23nm→10nm（ナノメーター。1nmは1000分の1ミクロン＝100万分の1mm）に引き下げを検討中です。欧州ではどんどん話が進んでいます。

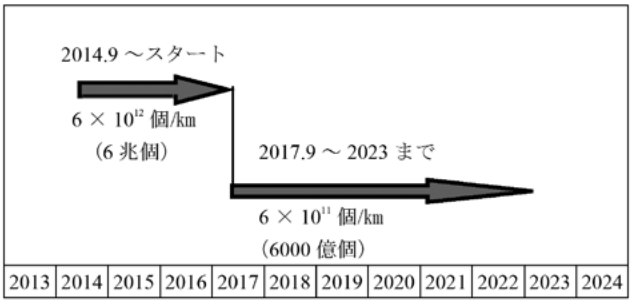

（図３）欧州のPN規制値

日本でも・・？

そこで今年の公害総行動の環境省水・大気局交渉で、私は「日本でもPN規制を導入せよ」と要求してみました。すると環境省からは「確かに重量規制では限界がある。PN規制については今後積極的に検討していく」との回答を得ました。

その後7月の東京道路連絡会でも状況をきいたところ、欧州の測定粒子の下限値引き下げのため、今年実施されるラウンドロビン試験（測定方法や測定装置の信頼性の検証のための共同試験）に日本も参加・協力する予定であるとのことでした。

日本のメーカーもディーゼル車を欧州に大量に輸出しているのですから、すぐにでも日本でPN規制ができない理由はありません。早期に規制を開始すべきです。

皆様も今後の動きに大いにご注目を。

【若手弁護士奮戦記】

すべての水俣病被害者救済のために

ノーモア・ミナマタ第２次国賠等請求訴訟弁護団
弁護士　園　田　　彩　乃

1　未だ解決していない水俣病問題

私は平成29年2月にノーモア・ミナマタ第2国賠訴訟弁護団に参加しました。参加してまもなく行われた弁論期日では、原告の方達が杖をつきながら、痺れる足の痛みをこらえて一生懸命に法廷に赴く姿を初めて目にしました。私の前を歩く原告の方が「なかなか思うように動かんけん、ゆっくりでごめんね」と話しかけてくださいました。この時、水俣病問題がまだ終わっていないこと、

そして被害者の方達の救済の重要性を強く感じることとなりました。

2　シンポジウムや現地調査で耳にした被害の訴え

⑴　水俣病シンポジウムへの参加

平成29年4月30日、私は水俣市牧ノ内のもやい館で開催された水俣病被害者・支援者連絡会主催による水俣病被害者の医療や介護を考えるシンポジウムに参加しました。

そこで、水俣病患者の方を支える介護職員の方のお話を聞く機会がありました。介護職員の方は「水俣病被害者の方の日常を多くの人に知ってもらいたい」と語ってくださいました。水俣病被害者の方は生活で補助が必要な方が多く、彼らを支える家族もまた高齢化し、日々生活に不安を抱えながら過ごしている、そう教えてくださいました。

昨年起きた熊本地震では、逃げたくても、身体を思うままに動かすことができないので、すぐに避難することができない状態であったというお話も聞きました。余震の恐怖の中で、避難できない水俣病患者の方がどのような気持ちであったか、想像するだけでとても心が苦しくなります。水俣病被害者の方、家族の方が安心して生活できる環境、制度の必要性を改めて感じました。

⑵　現地調査への参加

平成29年4月、私は初めて現地調査に参加しました。調査に行った地域は、鹿児島県出水郡長島町、旧長島町です。旧長島町は長島の西側に位置し、平成22年に開始された水俣病救済特別措置法による救済制度で対象外とされた地域です。これに対して、長島の東側である旧東町は対象地域とされています。対象地域外とされた地に住む原告の方に話をきいてみると、旧東町からほとんど離れていない距離に住んでおり、医師から水俣病の診断を受けているにもかかわらず、特措法による救済を受けることができなかったと語ってくださいました。原告の方は、幼少の頃から、手足のしびれやつりに悩まされ、小学校の時は朝礼の際に長時間起立していることが困難であったこと、めまいがひどいことから意識を失うこともあったと話してくださいました。そして手先のしびれがひどいことから、手作業が多い農作業でとても苦労されたというお話も聞きました。

水俣病被害者の切実な訴えを耳にして、水俣病の症状に現に苦しんでいるにもかかわらず、救済を受けることができていない現状にはがゆい思いを抱きました。

3　解決のために必要なこと

水俣病の解決のためには、裁判で水俣病の被害者が取り残されていることを認めてもらうことが必要です。水俣病による症状のために、日常の動作がどれだけ大変なのか、手先が思うように動かせず、仕事をすることがいかに困難か、皆が当たり前にできることができなくて、周囲からの差別・偏見にどれほど苦しんできたのか。

被害の実態を理解し、伝えていくこと。これが弁護団の義務であり、責任であると感じています。

また裁判外においても、水俣病の被害の実態についてホームページやちらし、街頭宣伝で強く訴えることにより、一人でも多くの方に水俣病問題が未だ終わっていないということを感じてもらい、世論につなげていくことも弁護団の大切な仕事であると思っています。

水俣病慰霊式での胎児性患者の方の祈りの言葉で、とても心に残る言葉があります。

――私たちが精一杯生きることが未来に
向かって生きる誰かの心の支えになれば――

水俣病被害者の方が辛い状況でも一生懸命生きて闘っていること。この事実を沢山の人に知ってもらいたいと強く願います。

4　最後に

ノーモア・ミナマタ第２次訴訟は、平成25年6月20日に第１陣48名が熊本地方裁判所に提訴されてから、約４年半が経過し、原告総数1311名となりました。また、東京訴訟では原告76名、大阪訴訟では122名となりました。熊本、東京、近畿各地の原告団・弁護団・支援が一丸となって勝利にむけて共に闘っています。

これから様々な課題に直面することもあるかもしれませんが、全ての水俣病被害者の方の笑顔を見ることができるように、一生懸命に弁護団活動に取り組んでいきたいと思います。

【巻頭言】
福島原発訴訟判決などに思う　代表委員 弁護士　吉野　高幸　1

原発損害集団訴訟千葉地裁９・22判決について
～成果と今後の展望ご報告　原発被害救済千葉県弁護団　事務局長 弁護士　滝沢　信　3

「勝訴」、「国と東電 断罪」、「被害救済 広げる」の３本の旗
―「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の判決下る―　「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟弁護団　幹事長 弁護士　南雲　芳夫　5

有明訴訟の現状　よみがえれ！有明訴訟弁護団 弁護士　堀　良一　8

第２次新横田訴訟・地裁判決　第２次新横田基地公害訴訟弁護団　事務局長 弁護士　加納　力　10

我が国の排ガス規制、エポック２つ(?)　東京大気弁護団 弁護士　原　希世巳　12

【若手弁護士奮戦記】
すべての水俣病被害者救済のために　ノーモア・ミナマタ第２次国賠等請求訴訟弁護団 弁護士　園田　彩乃　14